

# ☀北上市住宅用おひさまパワー 活用設備設置費補助金☀

北上市では、再生可能エネルギーの普及と地球温暖化防止のため、市民が市内の施工業者を利用して住宅に太陽光発電システム・太陽熱利用システム及び蓄電システムを設置する際に補助金を交付します。

## 1 補助金交付対象設備

### 太陽光発電システム

- ・住宅への設置（店舗・事務所等との併用住宅も可）
- ・発電出力が10キロワット未満で、新品を設置するものに限る。
- ※地上やカーポートへの設置は対象外。

### 太陽熱利用システム

- ・住宅への設置（店舗・事務所等との併用住宅も可）
- ・一般社団法人ベターリビングによる優良住宅部品認定を受けたものと同程度の製品で、新品を設置するものに限る。
- ※地上やカーポートへの設置は対象外。

### 蓄電システム

- ・定置用で太陽光発電システムと併設するものに限る。

#### 【注意点】

- ・北上市内に事業所を有する施工業者が施工するものに限ります。
- ・対象設備を設置する前に補助金交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。設備設置後は補助金申請できません。
- ・補助金の交付は、同一の住宅につき1回限りです。  
（「太陽光発電システム」ですでに交付を受けた方が「蓄電システム」を追加する場合は可。）

## 2 補助金交付対象者

- ・市内に住所を有し、対象設備を設置する住宅に居住している方  
※居住予定の方も居住見込みとして補助金申請ができますが、補助金請求までに住所異動願います。
- ・申請時に本人及び世帯員が市税を滞納していない方

## 3 補助金交付額

設備区分		設置する住宅	補助金の額（千円未満切り捨て）	限度額
太陽光発電システム		新築の住宅への設置	発電出力1キロワットあたり2万円	(9.9kWで) 19万8千円
		既築の住宅への設置	発電出力1キロワットあたり3万円	(9.9kWで) 29万7千円
蓄電システム		新築または既築の住宅への設置	蓄電容量1キロワットアワーあたり2万円	20万円
太陽熱利用システム	自然循環型※2	新築または既築の住宅への設置	対象設備の設置に要した経費の5分の1	6万円
	強制循環型※3			12万円

※1 発電出力と蓄電容量は小数第2位以下切り捨て。

※2 集熱器と蓄熱槽が一体になったもの。主に太陽熱温水器に利用。

※3 強制循環型：集熱器と蓄熱槽が分離したもの。不凍液等を強制循環させて熱エネルギーを利用。

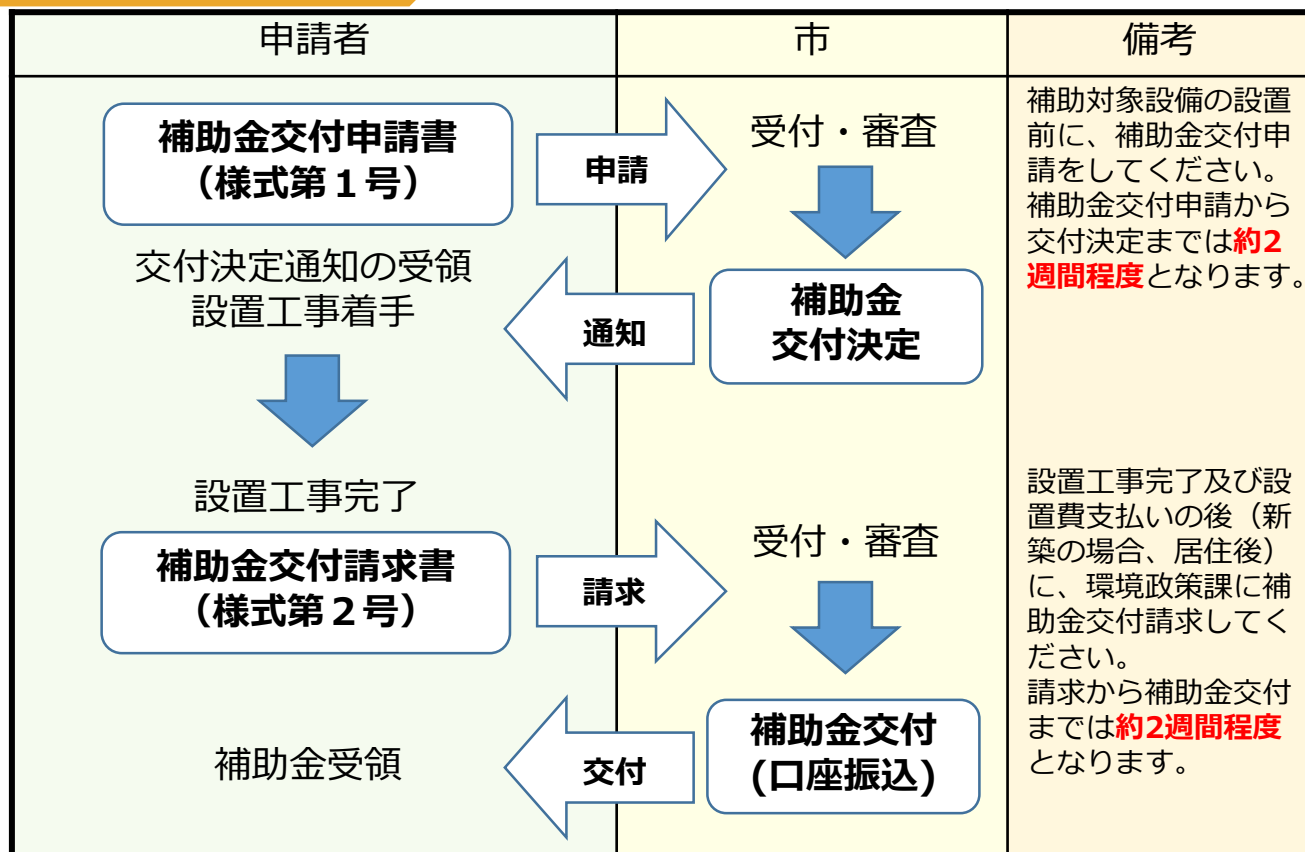
## 4 令和4年度申請期限

### 令和5年2月28日（火）まで

※令和5年3月末までに工事を完了（新築の場合、居住）の上で補助金を請求できるものに限ります。

※申請状況によっては期間内に申し込み受付を終了する場合があります。

## 5 補助金交付までの流れ



事業変更等が生じたときは、変更承認申請を行う必要がありますので、速やかに環境政策課へご連絡ください。

## 6 必要書類

### 申請時

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・対象設備の仕様がわかる書類（カタログ等）
- ・対象設備の設置に係る見積書の写し
- ・現況の写真
- ・（新築）建築確認申請書及び建築確認済証の写し
- ・住宅付近の見取図
- ・対象設備の設置位置が分かる書類
- ・本人及び世帯員全員の市税を滞納していないことがわかる書類（市外から転入する者を除く）
- ・世帯全員の住民票
- ・その他市長が必要と定める書類

### 請求時

- ・補助金交付請求書（様式第2号）
- ・振込口座確認書または通帳の写し（本人名義のもの）
- ・対象設備の仕様がわかる書類（申請時と異なる設備を設置した場合）
- ・対象設備設置に係る支払いが確認できる書類
- ・対象設備の設置状況がわかる写真
- ・（太陽光）太陽光受給契約確認書の写し
- ・住民票（申請時と住所が異なる場合）
- ・その他市長が必要と定める書類

※1 事業の内容によっては、追加の添付書類を求めることがあります。詳しくは環境政策課へお問い合わせください。

※2 様式は環境政策課の窓口に備え付けているほか、北上市ホームページからダウンロードすることも可能です。

## 7 申請窓口・問い合わせ先

生活環境部環境政策課環境企画係

住所：〒024-8502 北上市上江釣子17地割201番地2

TEL：0197-72-8281